

第 17 回 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合

リコメンデーション(仮訳)

我々、ASEAN+3 各国の保健、社会福祉及び労働セクター、国際、地域の関係機関とパートナーからの参加者は、「健康長寿を実現する社会の構築に向けて」をテーマに 2019 年 12 月 4 日から 6 日まで愛知県で開催された第 17 回 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合において、

本会合を 2003 年から毎年開催している日本政府の継続的なイニシアチブに感謝し、この第 17 回の会合が、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)の達成に向けた包摂的社会を促進するための保健、福祉及び労働セクターのステークホルダーの役割について、知識の共有及び意見交換を行う効果的なプラットフォームを提供していることを認識した。

前文:

世界の高齢化は急速に進行しており、ASEAN 諸国においても今後急速に高齢化が進み、高齢者の健康保持、福祉及び社会保障ニーズへの対応が急務であることを認識し、

ユニバーサルヘルスカバレッジが、高齢者に必要不可欠なサービスとアクセスを提供する基盤であることを認識し、

健康で活動的な高齢化は、包摂的かつ持続的な成長を確保するための前提条件であり、我々は、より多く、より訓練された労働力とケアマネジメントを必要とするヘルス・ケアと介護への需要の増大と、高齢者が尊厳、独立、自律を保ちながら最適の健康状態で、各々の地域で生活を送るための支援の重要性を認識し、

藤田医科大学、健康あいち健康の森健康科学総合センター、国立長寿医療研究センターによる、健康で活動的に生活を送る高齢者を支援するヘルスシステムの強化のための、地域との密接な連携を通じた様々な取組に留意し、

WHO が提唱している「高齢者のための統合ケア (ICOPE)」、「高齢者に優しい街作りガイドライン」のコンセプトを留意し、

ASEAN における活力ある高齢化及びイノベーションの知識の中心として、根拠に基づく政策・戦略・ガイドラインに関する支援、能力開発、研究開発及びイ

ノーベーションの実施、進捗モニタリング支援を行うために、タイに設置された活力ある高齢化及びイノベーションのために ASEAN センター (ACAI) を認識し、

保健・福祉・労働分野における高齢化の現状及び対策の推進に際して、ASEAN 諸国は多様であり、また、ASEAN 加盟国の置かれている状況や文化・社会的背景は様々であり、日本とは異なること、それゆえ現在直面している課題が異なることに留意する。

我々、会合の参加者は、以下のリコメンデーション(提言)について合意した。

1. 生涯にわたり、健康的な生活習慣及びヘルスリテラシーに関する意識の向上、予防的な高齢者ケア及び労働者の安全と健康の推進を含む政策を実施することにより、健康増進に取り組む。
2. 我々は、認知症が健康、生活の質、経済、そして社会全体に大きな影響を及ぼす共通の課題の1つであることを認識し、認知症に関するよりよい理解を実現するために啓発を進め、偏見を予防・克服することにより、高齢者に優しく、認知症の人と共生する環境を促進する。
3. 高齢者の就労の促進は、高齢者の社会参加、高齢者の技術・経験・能力の活用、高齢者の収入確保など様々な観点から重要であることを踏まえ、インフォーマルセクターに従事する者が多いことに留意しつつ、雇用・職業安全政策の中に高齢者に焦点を置いた政策を盛り込む。
4. 公的セクター及び民間セクターの最適な役割及び資源の分担を確認し、地域で、高齢者や疾患を持つ人のコミュニティでの健康で活動的な生活を支える包括的なシステムの構築を推進する。
5. 地域を拠点とする統合的なケアに向けた効果的な協働のための中央及び地方政府、大学、研究機関及びコミュニティの役割と、地域のリーダー及びボランティアのエンパワメントの重要性を認識する。
6. 健康で活動的に年齢を重ねることが、社会、労働市場及び経済的目標の達成において果たす役割と、人々の健康で活動的な高齢化を促進するために、多部門にわたる政策とその連携が必要であることを認識する。高齢者に優しい環境の創出や持続可能な医療と介護の提供を実現するために、他の関連省庁、セクター、関係者と協力する。

7. 切れ目のない高齢者とその家族への支援を確保するため、保健、福祉、労働、その他の関係するセクター間の連携と協力を強化する。
8. 高齢者の福祉と生活の質を向上するための適切な政策とプログラムの成果と有効性をモニターし評価するため、国及び地方自治体レベルの関係部局による健康で活動的な高齢化に関する細分化されたデータの収集と共有を強化する。
9. 健康で活動的な高齢化を支援する政策の実施及び評価のため、保健データ、デジタル技術やその他の既存または将来の価値に基づく革新的技術の利用を促進する。
10. ASEAN+3加盟国、WHO、ILO、JICA、その他関係する国際機関、地域機関及び開発パートナーとの分野及び組織横断的な協力の推進により、健康で活動的な高齢化のための公衆衛生、社会福祉及び労働の各分野の知識、経験、好事例、技術及び社会的イノベーションの各国間及び各国内での共有を強化する。

更に、参加者は以下について同意した。

- i. 上記勧告を各国の手続き、規制及び社会経済状況に応じて実施するために適切な措置をとるため、各国において第 17 回会合の議事内容、及び結果を担当大臣や幹部に報告する。
- ii. 日本は、ASEAN 事務局と協力し、本会合の議事内容及び結果を ASEAN+3保健大臣/高級事務レベル会合(AHMM+3/SOMHD+3)、ASEAN+3社会福祉開発大臣/高級事務レベル会合(AMMSWD+3/SOMSWD+3)、ASEAN+3労働大臣/高級事務レベル会合(ALMM+3/SLOM+3)に報告する。

以上